

「こちら、企業の労働

110番です」

電話の主は、とある情報通信関連会社の総務担当者でした。

「労働者派遣法の改正が成立したら、派遣労働

当者でした。

います。その主な内容は、(1)届出制の特定労働者は最高3年までとなつていますが、改正法案では、派遣先事業所単位では過半数組合等からの意見聴取を経ることにより、3年を超える派遣労働者の受け入れが可能となり、派遣労働者個人単位では、無期雇用であれば期間の

働き方の受け入れ可能期間は3年とする(過半数組合等への意見聴取により延長可)

ます。その一方で、有期雇用の同一派遣労働者の場合は3年で受け入れできなくなり、派遣元で3年での雇い止めが増えるのでは、という懸念もあり、まだこれから議論が続く可能性があります。

そこで、これらの改正への対応について、労働法曹界の最高権威、安西愈氏に聞くことのできる「改正労働法に対応する人事管理を考えるセミナー」を、9月29日に名古屋能楽堂にて開催いたします。詳しくは23ページをご覧下さい。またない機会ですので、ぜひともご参加ください。また、9月30日より開講する「労働実務専門講座 就業管理制度コース」においても実務上の対応を含めて詳しく解説いたします。現在審議中の労働者派遣法についても更に詳しく触れることができると思われますので、ぜひご受講ください。詳しくは、当協会総合受付(☎052-961-1666)まで。

派遣の廃止

(2)派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続推進措置義務化

(3)専門26業務を廃止し、全ての業務につけて可能期間を3年とする(過半数組合等への意見聴取により延長可)

(4)派遣労働者個人の派遣先同一組織単位(課)における受け入れを最長3年とする(無期雇用の派遣労働者であれば制限なし)等となつています。



一般社団法人 名北労働基準協会
事業企画推進部課長代理・労務管理推進室長

社会保険労務士 藤原朋子

派遣労働者の労務管理

平成27年8月20日現在、労働者派遣法の改正について参議院で審議されて

ご質問の件は、前述の(3)及び(4)に関係します。現在の法令では、専門26業務に該当する場合を除き、同一業務への派遣労

者にいつまででも働いてもらえると聞いたけど」。

この改正法案は、派遣労働者の受け入れがあくまで臨時のものであるという原則が大きく変わることがあるもので、法案が成立すれば、派遣

近年は、労働関係法令の改正が相次いでおり、直近では労働契約法第18条の無期転換権に関する特別措置法が4月1日に施行されており、他にも男女雇用機会均等法やパートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法なども一部改正となるなど、企業はそれぞれ

イラスト・森沢康代